

「三重の酒と食」PRパンフレット等制作 業務仕様書

1 委託業務名

「三重の酒と食」PRパンフレット等制作業務委託

2 事業主体

三重県

3 委託業務の目的

三重県は、多様な地形がもたらす豊かな海と山の幸に恵まれており、また、千年以上も紡がれてきた伊勢神宮や熊野古道伊勢路は「日本のこころの原点」を象徴する存在とされています。

こうした豊かな自然や歴史をもとに、古くから盛んに酒造りが行われるとともに、地域に根付く独自の食文化が育まれてきました。

そこで、「三重県ならではの酒と食」をPRするパンフレット等を制作することにより、県内はもとより県外や海外に向けて、その魅力を発信し、三重県の認知度向上と酒造業・食関連産業の振興を図ります。

4 契約期間

契約締結日から令和8年3月19日（木）まで

5 委託業務の内容

- ・「三重の酒と食」の魅力を一体的にPRするための制作物を作成すること。
- ・作成にあたっては、生産・製造現場等を訪問し、写真撮影や取材を行うこと。
- ・制作物のデザイン、レイアウト構成、書体については任意とするが、下記のコンセプト等に留意のうえ作成し、統一感を持たせたものとする。

○三重の酒と食、歴史を関連付けた内容とすることで、三重県全体の魅力や特別感が伝わるもの

○県内はもとより県外や海外に向けても、三重県の魅力を発信できるもの

(1) パンフレットの作成、印刷

①部数 1,000部

②規格

【サイズ】B5（横182mm×縦257mm）以下、縦型、8ページ程度を基本とし、効果的に魅力を伝えられるようなパンフレットとするための企画提案を行うこと

【製本】二つ折り、中綴じ（ホッチキス2か所）

【紙 質】 四六判 70.0kg 以上

【印 刷】 両面印刷、全ページフルカラー、色数指定なし

【標 記】 原則、日本語、英語を併記すること

③主な構成内容

内容	詳細・備考
表紙（タイトル）	<ul style="list-style-type: none">・必要に応じて写真やイラスト等を用いて、「三重の酒と食」の魅力が感じられ、直感的かつ視覚的に「三重の酒と食」のパンフレットだと分かるデザインとすること・タイトルは「美食の聖地 三重の酒」とし、ロゴマークを入れること ※ロゴマークは県から提供する
酒蔵マップ	<ul style="list-style-type: none">・県内の 33 酒蔵、代表的な県産食材（伊勢海老、牡蠣、あわび、松阪牛等）、自然や歴史の根拠となる場所（紀伊山地、鈴鹿川、伊勢神宮等）を示す地図を作成すること・写真やイラスト等を用いて、酒蔵の所在地、県産食材の生産・分布エリア、自然や歴史の根拠となる場所をわかりやすく示すこと
酒蔵の紹介	<ul style="list-style-type: none">・県内の 33 酒蔵の名称、所在地、電話番号、代表銘柄ラベル、各酒蔵ホームページにつながる二次元コードを掲載すること ※33 酒蔵の名称、所在地、電話番号、代表銘柄ラベルは県から提供する
日本酒の味わいを示す図	<ul style="list-style-type: none">・写真やイラスト等を用いて、県内の 33 酒蔵の代表銘柄の味わい（甘口・辛口／濃醇・淡麗など）をわかりやすく示すこと ※各銘柄の味わいは県及び県が手配するソムリエと協議のうえ決定すること
日本酒と料理のペアリング	<ul style="list-style-type: none">・パンフレットを見た人が、「三重の酒と食」を堪能したいと思えるよう、県産食材を調理し、日本酒とペアリングした写真及びその説明を掲載すること 【4ペアリング以上】 ※ペアリングの内容は県及び県が手配するソムリエと協議のうえ決定すること

三重の日本酒	・三重県酒造組合やGI 三重のホームページ等を参考に、三重の酒造りの歴史や特徴、魅力をわかりやすく説明すること
GI 三重	・三重県酒造組合やGI 三重のホームページ等を参考に、「地理的表示 (GI)」や「GI 三重」の生産基準、「三重ヘリテイジ」の説明、各ロゴマークを掲載すること ※各ロゴマークは県から提供する
発行者情報	・発行者情報を掲載すること

④撮影・取材

撮影・取材先については、県と協議のうえ決定することとし、撮影・取材先との日程調整、取材に係る移動車両の手配、備品等の準備は受託者において行うものとする。

なお、以下A及びBの撮影・取材は必須とする。

(A) 日本酒と料理のペアリング

- ・県内のレストラン1か所での撮影を想定
- ・4ペアリング以上（再掲）
- ・ペアリングの内容は県と協議のうえ決定すること（再掲）
- ・日本酒、食材、料理人、ソムリエの手配は県が行うとともに、費用は県が負担する

(B) 酒蔵

- ・県内の酒蔵1か所での撮影を想定
- ・撮影・取材した内容は、パンフレットに掲載すること

(2) ポスターの作成 ※印刷不要

①規格

【サイズ】 B2サイズ、縦型

【作成】 全ページフルカラー、色数指定なし

②内容

- ・撮影した写真、県が提供するデータ、イラスト等を用いて、「三重の酒と食」をPRするポスターを2種類以上作成すること。うち1種類はパンフレットで作成した「酒蔵マップ」を拡大したものとする。その他は、パンフレットのデザインに基づくか否かは問わない。
- ・作成するポスターには、タイトル、問い合わせ先（別途県が指定）及びパンフレットの電子データの二次元コードを含めること。

- ・タイトルは「美食の聖地 三重の酒」とし、ロゴマークを入れること
※ロゴマークは県から提供する
- ・日本語英語併記で作成、または、日本語版・英語版を分けて作成（デザインは同一で可） すること。

（３）PR 用カードの作成 ※印刷不要

①規格

- 【サイズ】名刺カード4号（55 mm×91 mm）※縦型、横型は問わない
- 【印刷】全ページフルカラー、色数指定なし

②内容

- ・撮影した写真、県が提供するデータ、イラスト等を用いて、大型イベント等で配布を行うためのPR用カードを作成すること。
- ・カードには、タイトル、問い合わせ先（別途県が指定）及びパンフレットの電子データの二次元コードを含めること。
- ・タイトルは「美食の聖地 三重の酒」とすること。
- ・印刷の際に両面刷りとできるよう、片面に日本語、片面に英語表記で作成（デザインは同一で可） すること。
- ・PR用カードを手にとった方が、「三重の食と酒」に興味を持ち、二次元コードからパンフレットの電子データにアクセスしていただけるようなデザインとすること。

（４）パンフレット等作成物の電子データ化

パンフレット、ポスター及びPR用カードの電子データ化を行うこと

6 成果品

（１）印刷物

パンフレット 1,000部

※ポスター、PR用カードの印刷は不要です。

（２）電子データ（DVD等の電子媒体に収録して提出）

①各制作物の電子データ

※AIファイル等（編集可能なファイル形式）、PDFファイル及びウェブ掲載用データ（PDFファイルの圧縮版）を納品すること

②制作物に使用した写真・イラスト等データ一式

③受託者にて撮影を行った写真（各取材先につき原則10カット以上）

④委託業務完了報告書

⑤その他、県が成果品として提出を求めるもの

7 納入期限・場所

- (1) 上記6 (1) 及び6 (2) ①～③

【納入期限】 令和8年1月9日 (金) まで

【納入場所】 三重県津市広明町13番地 三重県庁8階
雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

- (2) 上記6 (2) ④、⑤

【納入期限】 令和8年3月19日 (木) まで

【納入先】 雇用経済部 県産品振興課 県産品販売促進班

8 作成上の留意事項

- (1) 県による校正の機会を2回以上設けること
- (2) 英語翻訳については、受託者にてネイティブによる翻訳またはチェックを実施すること
- (3) 印刷の規格や構成・内容等は上記を基本とし、より魅力が伝わるような制作物とするため、企画提案をもとに県と協議のうえ、決定し作成すること
- (4) 構成や文章、図柄の表現等においては、人権やユニバーサルデザインに配慮して作成すること
- (5) 本調達にかかる印刷については、「みえ・グリーン購入基本方針」に基づく「令和7年度環境物品等の調達方針 3 役務 印刷」の判断基準を満たすこととする。
(同調達方針では、印刷にかかる「判断基準及び配慮事項」は“国基準等を準用”しているため、具体的には「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律 (グリーン購入法)」第6条の規定により定める「環境物品等の調達の推進に関する基本方針 (令和7年1月) 22-2印刷」の「判断の基準」を満たすこと。) ただし、当該「判断の基準」を満たす製品を納入することが困難な場合には、代替品の納入を認める。

【参考】

- ・「みえ・グリーン購入基本方針」「環境物品等の調達方針」三重県ホームページ
<https://www.pref.mie.lg.jp/GYOUKAKU/HP/84547044152.htm>
- ・「環境物品等の調達の推進に関する基本方針」環境省ホームページ
<https://www.env.go.jp/policy/hozen/green/g-law/net/kihonhoushin.htm>

9 撮影にあたっての留意事項等

- (1) 使用する写真やイラスト等は、肖像権を侵害しないものに限る。
- (2) 新規撮影を行う場合、被写体に対して「撮影行為」及び「県及び県が認めた者が各種広報活動等で写真を活用する可能性があること」について、受託者の責任で同意を得ること。

10 著作権等の帰属

- (1) 成果品のうち新規に発生した著作物に係る全ての著作権（著作権法第 27 条及び第 28 条に規定する権利を含む。）及び成果品のうち三重県又は受託者が委託業務の従前から著作権を有する著作物の翻案等により発生した二次的著作物の著作権は、成果品の引渡しをもって三重県に譲渡されるものとする。
- (2) (1) の規定により著作権を譲渡すべき著作物の著作権が受託者以外の第三者に帰属している場合は、受託者は成果品の引渡し時点までに当該著作権を取得したうえ、三重県に譲渡するものとする。
- (3) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が受託者に留保されている著作物については、三重県及び三重県が指定する者が自由に利用（著作権法に基づく複製、翻案等を行うことをいい、以下同じ。）できるものとする。
- (4) 成果品のうち、(1) の規定の対象外で著作権が第三者に帰属している著作物については、受託者は、三重県が成果品を利用するために必要な範囲において三重県及び三重県が指定する者が利用することについて当該第三者の許諾を得るものとする。
- (5) 三重県は、著作権法第 20 条第 2 項第 3 号又は第 4 号に該当しない場合においても、その使用のために、成果品を改変し、また、任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。
- (6) 受託者は、(1) の規定に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物に関する著作者人格権（著作権法第 18 条から第 20 条までに規定する権利をいう。以下同じ。）を一切行使しないものとする。
- (7) 受託者は、(2) の規定に基づき三重県に著作権を譲渡した著作物について、当該第三者が著作者人格権を一切行使しない旨の契約を締結するものとする。
- (8) (6) (7) の規定による著作者人格権の不行使は、三重県が必要と判断する限りにおいて、本契約終了後も継続するものとする。
- (9) 本条における著作権の譲渡、著作者人格権の不行使、著作物の利用許諾等にかかる一切の対価及び経費は契約金額に含まれているものとする。

11 委託費及び経費等

委託料の範囲内で当該事業を行うものとし、対象経費は本事業の実施に真に必要なものに限る。

12 業務遂行体制

(1) 業務担当者等

契約締結後、速やかに業務担当者及び作業員（後方支援者も含む）を報告すること。業務担当者及び作業員に変更・追加が発生する場合も同様とする。

(2) 連絡体制

緊急時の連絡体制を確保し、連絡体制図（後方支援体制を含む）を報告すること。連絡体制に変更・追加が発生した場合も同様とする。

(3) その他

業務担当者及び作業員は、本県が管理する施設内において業務を遂行する際は、社員証等の受託業務従事者であることが証明できるものを携帯すること。

13 監督及び検査

契約条項の定めるところによる。

14 暴力団等排除措置要綱による契約の解除

受託者が「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」（以下「暴排要綱」という。）第3条又は第4条の規定により、「三重県物件関係落札資格停止要綱」（以下「落札停止要綱」という。）に基づく落札資格停止措置を受けたときは、契約を解除することができるものとします。

15 不当介入に係る通報等の義務及び義務を行った場合の措置

- (1) 受注者は、契約の履行にあたって、暴排要綱第2条に規定する暴力団、暴力団関係者又は暴力団関係法人等（以下「暴力団等」という。）による不当介入を受けたときは、次の義務を負うものとします。
 - (ア) 断固として不当介入を拒否すること。
 - (イ) 警察に通報するとともに捜査上必要な協力をすること。
 - (ウ) 三重県人事委員会事務局に報告すること。
 - (エ) 契約の履行において、暴力団等による不当介入を受けたことにより、工程、納期等に遅れが生じる等の被害が生じるおそれがある場合は、三重県と協議を行うこと。
- (2) 契約締結権者は、受注者が（1）イ又はウの義務を怠ったときは、「三重県の締結する物件関係契約からの暴力団等排除措置要綱」第7条の規定により「三重県物件関係落札資格停止要綱」に基づく落札資格停止等の措置を講じるものとする。

16 障がいを理由とする差別の解消の推進

受託者は、業務を実施するにあたり、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法を順守するとともに、同法第7条第2項（合理的配慮の提供義務）に準じ適切に対応すること。

17 事業実施に係る留意事項

- (1) 事業実施にあたって、契約書及び本仕様書に定めのない事項や細部の業務内容については、三重県と十分な打合せを行うこと。

- (2) その他必要な事項は「三重県会計規則」の規定によるものとする。
- (3) 受託者は、この契約に違反する事態が生じ、又は生じるおそれのあることを知ったときは速やかに委託者に報告し、委託者の指示に従うこと。
- (4) 三重県は、必要に応じ、受託先を訪問し状況確認を行うとともに、実地及び書面による検査を実施することができるものとする。
- (5) 個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守することとする。
- (6) 不測の事態により委託業務の内容に変更が生じる場合は、三重県と受託者が協議のうえ、委託料を減額する場合がある。